

## 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の申請について

### 1、目的

学割証は、学生、生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的とした制度です。原則として、次の目的を持って旅行する場合に限り発行されます。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び実験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

※ 但し、JR を片道 1 0 0 Km 以上利用する場合

### 2、交付上の注意

- ・右の学割証交付願いに記入し、発行の一週間前までに学校へ提出してください。
- ・往復乗車券を購入する場合は、1枚に○をしてください。

### 3、使用上の注意

- ・JR を片道 1 0 0 Km 以上利用する場合に、全区間乗車券が 2 割引になります。
- ・身分証明書を携帯してください。
- ・一度発行した学割証は再発行はしませんので、紛失しないようにしてください。
- ・発行日から 3 ヶ月間有効です。(卒業生はその年の 3 月 3 1 日まで)